

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する調査業務の委託について
----	--------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第11条第2項第5号（目的外利用）

【報告】

第14条第1項（業務委託）

（担当部課： 福祉部 地域福祉課 福祉計画係）

事業の概要

事業名	高齢者保健福祉計画等の推進
担当課	地域福祉課
目的	平成24年度を初年度とする「新宿区高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）」の策定にあたり、区民の保健福祉及び介護保険サービスの利用ニーズ等の実態を把握し計画策定のための基礎資料とする。
対象者	<p>新宿区に居住する以下の者</p> <p style="padding-left: 40px;">要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者</p> <p style="padding-left: 40px;">要支援・要介護認定を受けている人（施設サービス利用者を除く）</p> <p style="padding-left: 40px;">第2号被保険者（40歳以上65歳未満）</p>
事業内容	<p>現行計画の進捗状況を検証するとともに、区民の保健福祉及び介護保険サービスの利用ニーズ等の実態を把握し、新宿区高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画策定のための基礎資料とする。</p> <p>実施予定：11月中旬～12月初旬 調査票発送、回収</p> <p style="padding-left: 100px;">12月 ~ 2月 集計作業</p> <p style="padding-left: 100px;">3月下旬 報告書発行</p> <p>抽出方法：介護保険のデータベースから無作為抽出</p> <p style="padding-left: 100px;">3500人程度 1500人程度 1500人程度</p> <p>調査方法：郵送による。（返送先は、福祉部地域福祉課）</p>

件名 新宿区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する調査のための目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	介護保険課	利用課	地域福祉課
登録業務の名称	介護保険データベースシステム	登録業務の名称	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
登録業務の目的	介護保険事務のため	登録業務の目的	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のため
登録業務に係る個人情報記録媒体	電磁的媒体(ホストコンピュータ)	登録業務に係る個人情報記録媒体	紙
目的外利用を行う理由	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための基礎資料とするため、条件に該当する区民(外国人を含む)に、調査票を発送するため。		
目的外利用を行う情報項目	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者 3,500人 要支援・要介護認定を受けている人(施設サービス利用者を除く)1,500人 第2号被保険者(40歳以上65歳未満)1,500人 の住所、氏名		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	紙		
目的外利用の時期・期間	個人情報審議会承認後 から 平成23年3月31日まで 以降継続(3年に1回の調査時)		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		

件名 新宿区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する調査業務の委託
について

保有課(担当課)	福祉部地域福祉課
登録業務の名称	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
委託先	株式会社 明治安田生活福祉研究所
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	基準日現在、介護保険データベースに記載された区民の中から無作為抽出による。 6,500人分の住所及び氏名 〔内訳: 要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者 3,500人、 要支援・要介護認定を受けている人(施設サービス利用者を除く)1,500人、 第2号被保険者(40歳以上65歳未満)1,500人〕
処理させる情報項目の記録媒体	宛名シール 区民アンケート調査票郵送用とお礼状兼調査協力はがき発送用で2組
委託理由	大量調査であり、また調査・分析のノウハウを持った経験豊かな委託業者に依頼することにより、効率的かつ効果的に調査目的を達成するため。
委託の内容	区民の保健福祉及び介護保険サービスの利用ニーズ等の実態を把握し、新宿区高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画策定のための基礎資料とするため郵送による調査の実施。 下記の項目を委託する。 調査票類の検討・作成、印刷 宛名ラベルの貼付、調査票の封入封緘及び発送 督促・礼状はがきの発送(調査発送後、調査対象者全員に1回送付) 調査結果の集計、分析及び評価 調査報告書の作成等 アンケートは無記名式 調査票の返送先は福祉部地域福祉課
委託の開始時期及び期限	平成22年8月2日から平成23年3月31日まで 以降継続(3年に1回の調査時)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、提供した情報を返却させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。